行日前期間
前旧適用法人施行日前期間
を

第十一条の七の三の二第一項	組合員期間	旧適
	受給権取得月前組合員期間	受給
	の申出	に規部をによ成九法第れたじ。）
	六十月	百二

用法人施行日前期間
権取得月前旧適用法人施行日前期間
定する支給繰下げの申出（厚生年金保険法等の一改正する法律の施行に伴う国家公務員共済組合法る長期給付等に関する経過措置に関する政令（平年政令第八十六号）第十二条第三項の規定により七十八条の二第一項の申出があつたものとみなされ場合における当該申出を含む。第四項において同
十月

に改め、同条第九項を同条第十項とし、同条第八項を同条第七項とし、同条第六項を同条第五項とし、同条第三項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3　第一項の規定により読み替えられた平成二十四年一元化法改正前国共済法第七十八条の二第一項の規定により退職特例年金給付の支給繰下げの申出をすることができる者が、その受給権を取得した日から起算して五年を経過した日後に当該退職特例年金給付を請求し、かつ、当該請求の際に同項の申出をしないときは、当該請求をした日の五年前の日に同項の申出があったものとみなす。ただし、その者が次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

一　当該退職特例年金給付の受給権を取得した日から起算して十五年を経過した日以後にあるとき。

二　当該請求をした日の五年前の日以前に第一項の規定により読み替えられた平成二十四年一元化法改正前国共済法第七十八条の二第一項に規定する他の年金である給付の受給権者であったとき。

第五章に次の一条を加える。

（退職特例年金給付の繰下げの申出の特例）

第十七条の七　平成八年改正法附則第三十三条の二第二項に規定する場合における平成八年改正法附則第三十三条第一項の規定により適用するものとされた平成二十四年一元化法改正前国共済法第七十八条の二の規定の適用については、厚生年金保険法第四十四条の三第五項の規定により同条第一項の申出があったものとみなされた日において、退職特例年金給付に係る第十二条第一項の規定による読替え後の平成二十四年一元化法改正前国共済法第七十八条の二第一項の申出があったものとみなす。

（被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行及び国家公務員の退職給付の給付水準の見直し等のための国家公務員退職手当法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う国家公務員共済組合法による長期給付等に関する経過措置に関する政令の一部改正）

第三条　被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行及び国家公務員の退職給付の給付水準の見直し等のための国家公務員退職手当法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う国家公務員共済組合法による長期給付等に関する経過措置に関する政令（平成二十七年政令第三百四十五号。以下「平成二十七年経過措置政令」という。）の一部を次のように改正する。

第八条第一項の表改正前国共済法第七十八条の二第二項第一号の項を次のように改める。

改正前国共済法第七十八条の二第二項	申出を	申出（被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行及び国家公務員の退職給付の給付水準の見直し等のための国家公務員の退職手当法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う国家公務員共済組合法による長期給付等に関する経過措置に関する政令（平成二十七年政令第三百四十五号。以下「平成二十七年経過措置政令」という。）第八条第三項の規定により前項の申出があったものとみなされた場合における当該申出を除く。以下この項において同じ。）を
	同項	前項
	退職共済年金	旧職域加算退職給付
	五年を経過した日	十年を経過した日

第八条第一項の表改正前国共済法第七十八条の二第二項第二号の項を削り、同表改正前国共済法第七十八条の二第三項の項を次のように改める。

改正前国共済法第七十八条の二第三項	申出を	申出（平成二十七年経過措置政令第八条第三項の規定により第一項の申出があったものとみなされた場合における当該申出を含む。次項において同じ。）を
	退職共済年金	旧職域加算退職給付

第八条第一項の表改正前国共済法附則第十二条の二の二第二項の項中「被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行及び国家公務員の退職給付の給付水準の見直し等のための国家公務員共済組合法による長期給付等に関する経過措置に関する政令（平成二十七年政令第三百四十五号。以下「一」及び「二」という。）」を削り、同条第二項の表第一条の項中「）第六条」を「。以下「平成二十七年経過措置政令」という。）第六条」に改め、同表第十一条の七の三の二第一項の項中

退職共済年金	おいて旧職域加算退職給付
おいて退職共済年金	おいて旧職域加算退職給付

を

おいて	に規定する支給繰下げの申出（平成二十七年経過措置政令第八条第三項の規定により法第七十八条の二第一項の申出があったものとみなされた場合における当該申出を含む。第四項において同じ。）
の申出	

に改め、同条に次の一項を加える。